

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-②)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,379	1,399	1,380	1,313
		補正予算(b)	0	▲1	▲5	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,379	1,398	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,310	1,331	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	-
		30%	56%	-	46%	-	-	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	×
		18都道府県	24	32	35	39	40	47	
	年度ごとの目標		47	47	47	47	47		
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		-	-	-	54%	70%	集計中	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○	
	国土の35%	64%	69%	72%	77%	80%	100%		
年度ごとの目標		64%	68%	72%	77%	80%			

目標達成度合いの
測定結果

(判断根拠)

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

- ・愛知目標達成に向け、国家戦略に掲げている個別施策の進捗については関連省庁と連携して適切に点検を実施しており、目標年である2020年に向けて加速が必要な施策を取りまとめるなど、その推進に取り組んでいるところである。個別施策の進捗状況は、生物多様性条約事務局に提出した国別報告書において公表している(第5回国別報告書(2014年3月)(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17895>))ほか、関連指標の動向を生物多様性白書に掲載しており、我が国の国別目標の関連指標のうち、約7割については改善が見られるが、国際的な目標に達していない海洋保護区をはじめ、改善が見られない指標もあることから、今後も一層の施策の推進を図る必要がある。また今後、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」をとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。
- ・生物多様性地域戦略については、平成28年度末時点で40都道府県が策定しており目標に近づいている。また、地域戦略は、策定自治体自らが目標や指標を設定し進捗の管理を行うものであるが、国家戦略において、地域戦略を「生物多様性の主流化」を進めるための主要な手段として位置付けていること及び多くの都道府県で策定されていることを踏まえ、環境省では、2016年度に、策定済みの地域戦略を対象に調査を実施し、目標の設定状況や施策の傾向・特徴についてとりまとめ、公表している(生物多様性地域戦略レビュー結果(<http://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html>))。
- ・さらに、平成26年3月には生物多様性地域戦略策定の手引きを改定し、未策定の自治体への技術的支援や戦略に係る相談への対応を行っているほか、策定済み自治体からも戦略改定時に報告をいただく等情報共有もを行っている。
- ・植生図の整備図面数は、平成28年度末時点で、国土の80%の整備が完了し、着実に成果をあげている。
- ・平成28年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を推進するため、サンゴ礁生態系保全モデル事業の実施やフォローアップワークショップ及びシンポジウム等を開催した。
- ・生物多様性分野における気候変動への適応策の検討として、同様の生態系を持つ保護区の保全管理の検討に役立てるよう、大雪山国立公園において生態系等への影響評価と適応策の検討を試行している。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>

- ・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。一方で、愛知目標への貢献を宣言する「にじゅうまるプロジェクト」への登録事業数が、平成24年の151から平成27年には400に増加するなど、企業等の生物多様性への取組には進展が見られる。
- (※「にじゅうまるプロジェクト」とは、市民団体・企業・自治体などが、自分たちのできることで愛知目標への貢献を宣言(にじゅうまる宣言)し、登録する取組。)
- ・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J。事務局：環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。
- ・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定するべく検討を開始した。また、企業の生物多様性保全活動による貢献度の評価を試行した。
- ・このほかの生物多様性の社会における主流化に関する取組も着実に推進しており、その状況については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」の中でとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等を行う(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。

<国際的枠組への参加>

- ・生物多様性条約第13回締約国会議に参加するとともに名古屋議定書第2回締約国会合にオブザーバーとして参加し(国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン2016、平成28年12月・メキシコ)、情報収集を行った。また、名古屋議定書については、国内措置の案を取りまとめ(平成29年1月)、平成29年5月に締結に至った。
- ・南極条約協議国会議(平成28年5月・チリ)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極条約議定書附属書VIの対応については、検討会を開催し国内措置の検討を行った。
- ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)第5回総会(平成29年3月・ボン)及び関連会合へ専門家を派遣し、情報収集及びインプットを行った。また、国内連絡会・報告会を開催し、収集した情報等を専門家等に共有した。
- ・気候変動に脆弱なサンゴ礁生態系の保全についてICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。また、平成26年から平成28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、タイにおいて第30回ICRI総会や熱帯地域のサンゴ礁の保全に関する研修プログラムを開催するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催し、東アジアにおける地域解析の促進に貢献している。

<p>評価結果</p>	<p>＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ 「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する政策」を取りまとめ、今後対応すべき課題が明確となったため、これらの課題を優先的に解決し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。</p> <p>・生物多様性地域戦略については、計画未策定の都道府県に対し、計画策定済みの自治体が計画を策定するに至った経緯や、地域戦略の策定・実施時の困難点、地域ごとに工夫されている点等について情報提供することで、計画策定に係る支援を行っていく必要がある。</p> <p>＜生物多様性に関する国民への普及啓発＞ ・国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあいの体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。</p> <p>＜国際的枠組への参加＞ ・生物多様性条約関連会合に関しては、我が国のリーダーシップによって採択された愛知目標の達成や、名古屋議定書の実効性のある運用に向けて、これらの国際的議論に積極的に引き続き参加する必要がある。</p> <p>・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献する必要がある。</p> <p>・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する。</p> <p>・平成26～28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催（平成26年10月）するなど、気候変動に脆弱なサンゴ礁生態系の国際的な保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からはICRI気候変動特別委員会に参画するとともに、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア解析の推進に取り組んでおり、特に東アジア地域における効果的かつ効率的な事業の推進が重要である。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ 「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を中心に、取組の一層の加速を図るとともに、保護地域の設定、希少種の保護増殖、外来種対策などの充実を通じて、気候変動にも対応できる健全な生態系の確保に取り組む。 ・生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向（仮称）」としてとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る（政策評価書でも同ホームページURLを記載）。</p> <p>＜生物多様性に関する国民への普及啓発＞ ・UNDB-Jの各団体が有する広いネットワークと現場との繋がりを最大限に活用し、国民への広報を強化する。 ・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改訂するべく検討を開始したところであり、平成29年度に改訂を行うとともに、シンポジウムの開催やモデル事業の実施など、事業者や事業者団体への普及啓発を強化する。</p> <p>＜国際的枠組への参加＞ ・生物多様性条約が掲げる愛知目標についてはその達成に向けて、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年8月20日に我が国について効力を発することを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールを策定を求めていく。 ・南極の昭和基地における環境影響モニタリングを継続的に実施するとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を進める。さらに南極条約議定書附属書VIIについて関係省庁等の意見を踏まえながら引き続き国内措置の検討を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物（成果文書）が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣等を通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 ・国際サンゴ礁イニシアチブ（ICRI）及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークの枠組みにおける情報共有を促進し、効果的なサンゴ礁保全を国際的に進める。</p> <p>【測定指標】 ＜「生物多様性」の認識状況＞ ・引き続き本指標を活用することとし、生物多様性に関する国民への普及啓発を一層推進することにより、生物多様性の認知度の向上を図る。 ・具体的には、各セクターのネットワークを活かし、連携を深め、後半5年の目標と取組をとりまとめたロードマップに基づき各取組を推進し、一層の認知度向上に努める。 ・また、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進方を検討する。</p> <p>＜生物多様性地域戦略策定済自治体数＞ ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を加速する有効な方策であり、策定の促進を継続する必要がある。策定に係る情報提供等により計画策定都道府県数の向上を図る。</p> <p>＜生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況＞ 関連指標群について関係省庁とも連携して適切に点検・管理を実施し、次期国家戦略の策定に反映させる。</p> <p>＜植生図＞</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・モンゴルにおける砂漠化対処の対策のあり方の検討にあたり、学識経験者が入った調整会議を開催し、助言を得た。 サンゴ礁生態系保全行動計画の改訂にあたり、学識経験者による検討委員会を開催し、学識経験者の知見を活用して、旧計画を見直し、新たにサンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020を策定した。</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成28年度南極環境保護議定書附属書VIに係る調査委託業務報告書 ・平成27年度国際サンゴ礁イニシアティブ推進に係る調査等業務報告書 ・平成27年度改訂版サンゴ礁生態系保全行動計画策定検討会開催等業務報告書 ・平成28年度サンゴ礁生態系保全モデル事業報告書 ・平成28年度地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務 ・平成28年度乾燥地(モンゴル)における砂漠化対処普及啓発支援業務報告書
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>奥田 直久</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------